

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

尾道市「快適に暮らせるまちづくり」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

尾道市

3. 地域再生計画の区域

尾道市の全域

4. 地域再生計画の目標

尾道市は、広島県の東南部に位置し、人口144,247人（平成26年4月1日現在）、面積285.09平方キロメートルで、南に広がる島しょ部と沿岸部及び北に広がる内陸盆地から構成され、瀬戸内の島から沿岸部、内陸盆地に至る多彩な広がりを有しており、瀬戸内の海と島、市街地や集落を取り巻く緑豊かな山々など豊かな自然に恵まれている。

このような背景のもと、尾道水道を含む中心市街地の風情や、瀬戸内しまなみ海道などに代表されるように、尾道市の優れた景観や豊かな自然及び多様な文化財の蓄積は貴重な資産として、その独特の都市景観・自然景観は市民の誇りともなっており、地域資源として共有・活用し、これらの資産を守っていくまちづくりを進めていくことが重要となってきた。

また、我が国の高齢化率25.1%（平成25年10月1日現在）に対して、尾道市では33.1%と全国的に見ても非常に高く、また、2040年には高齢化率も38%に上昇するだけでなく、人口も現在から約30%減少することが予測されている。

尾道市としては、平成18年9月に尾道市総合計画基本構想、平成24年3月に尾道市総合計画後期基本計画を策定し、「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち 尾道 ～ともに高めあう尾道文化の創造～」のキャッチフレーズテーマのもと、まちづくりの基本目標として、「個性をみがくまち」「人が輝くまち」「安らぎのあるまち」の3つの都市像を掲げ、その実現に向けた取組みを推進してきた。

しかし、尾道市の河川・用水路などの公共用水域は、生活水準の向上によって生活排水の流出が増大し、家庭からの生活排水が処理されることなく河川・用水路に流出することから、水質汚濁が進み、その影響は海域にまで及んでいる。また、尾道市は、その地勢的条件から河川に沿って拡大するように沿岸部に密集して市街地が形成されていることから、栗原川などをはじめとした市内の河川の流量が少なく、汚濁の影響を受けやすくなっている。

今までも公共下水道事業、小型浄化槽設置整備の促進、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業を実施しており、また、平成22年から平成26年までの5年間には、汚水処理施設整備交付金を活用し汚水処理人口普及率の向上に取り組んできたが、広島県の平均普及率を下回っており、未だ不十分な状況にある。

そこで、さらに汚濁を改善し、尾道水道などの美しい瀬戸内海の自然景観を保全していくためにも、生活排水への対策を図っていくことが必要であり、また、地域再生を図るためにも汚水処理施設整備交付金を活用し公共下水道、浄化槽を一体的に整備することによって、海域の水質改善し快適に暮らせるまちづくりを目指す。

また、尾道水道など、歴史・文化資源を活かした尾道らしい魅力ある景観の形成及び保全を図ることを通じて、尾道に住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりを実現することで、結果として、人口減少の鈍化という波及効果を目指す。

(目標1) 汚水処理施設整備の促進

汚水処理人口普及率を40.8% (基準値: H25年度末)

→48.1% (中間目標値 H29年度末) →55.3% (計画目標値: H31年度末)

(目標2) 「快適に暮らせるまちづくり」計画より人口減少の鈍化

人口減少を1%程度鈍らせる 144,272人 (基準値: 平成25年度末)

→135,030人 93.6% (中間目標値 H29年度末) →132,150人 91.6% (計画目標値: H31年度末)

→(133,530) 92.6%人口問題研究所 →(130,738) 90.6%人口問題研究所

(目標3) 尾道市浄化センターの放流水質規制遵守

BOD 20mg/L 窒素 20mg/L 燐 2mg/L

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

尾道市の汚水処理構想に基づき、平成27年度より5カ年の汚水処理計画を策定して、公共下水道事業計画区域内の公共下水道認可区域の拡大、尾道市公共下水道認可区域及び集落排水区域を除く区域においては、小型浄化槽の設置の促進を目指し、汚水処理人口普及率の向上を図る。

また、優れた歴史・文化的資源、景観資源を活かしたまちづくりを進めるため、尾道市景観計画に基づき建築物の建築時等に対する届出、認定申請の適正な運用に努めるとともに、市民や事業者に対して景観の形成及び保全に対する理解を求める。また、歴史的な建造物等の外観整備に対する支援を行うことにより、個性的で風格のある尾道らしいまちなみを創出する。

さらに、尾道水道に面した市街地を浸水被害から守るとともに、海岸線を活かした親水空間の形成のため港湾海岸保全事業を実施する。また、自然環

境の保全のため、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業を継続し、自然環境、景観の保全と活用を図り、尾道らしい景観と良好な環境を形成し保全する。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当無し

5-3 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金【A3002】

・公共下水道・・・平成26年8月に事業計画策定（変更）

〔事業主体〕

尾道市

〔施設の種類〕

公共下水道、小型浄化槽（個人設置型）

〔事業区域〕

公共下水道	尾道市公共下水道認可区域
小型浄化槽（個人設置型）	尾道市公共下水道認可区域及び集落排水区域を除く区域

〔事業期間〕

公共下水道	平成27年度～31年度
小型浄化槽（個人設置型）	平成27年度～31年度

〔整備量〕

公共下水道	φ150～φ350	計画延長	8,000m
（単独事業	φ150～φ200	計画延長	3,500m）
マンホールポンプ施設	2基		
小型浄化槽	2,500基（個人設置型）		

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道・・・事業計画区域全域（整備済区域を除く）で3,100人
- ・小型浄化槽・・・尾道市全域（公共下水道区域、農・漁業集落排水整備区域、及び既設浄化槽整備区域を除く）で6,000人

〔事業費〕

公共下水道	事業費	1,350,000千円
	（うち、交付金	675,000千円）
	単独事業費	450,000千円
小型浄化槽（個人設置型）	事業費	750,000千円
	（うち、交付金	250,000千円）
	合計	事業費 2,100,000千円
	（うち、交付金	925,000千円）
	単独事業費	450,000千円

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取り組み

該当無し

5-4-3 支援措置によらない独自の取り組み

(1) 景観形成事業

内 容 尾道市景観計画に基づき建築物の建築時に対する届出、認定申請の適正な運用に努めるとともに、市民や事業者に対して景観の形成・保全に対する理解を求める。(尾道市単独事業)

実施主体 尾道市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) まちなみ形成事業

内 容 歴史的な建造物等の外観整備に対する支援を行うことにより、個性的で風格のある尾道らしいまちなみを創出する。(尾道市単独事業)

実施主体 尾道市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(3) 港湾海岸保全事業

内 容 尾道水道に面した市街地を浸水被害から護るとともに、海岸線を活かして、市民や来訪者が海に親しめる賑わいのある魅力ある親水空間の形成を促進する。(広島県事業)

実施主体 広島県

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(4) 農業集落排水事業

内 容 御寺・宝地地区においては、農業集落排水施設の整備は概成しており、今後も事業を継続し、自然環境と快適な住環境を保全する。(尾道市単独事業)

実施主体 尾道市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(5) 漁業集落排水事業

内 容 大町地区においては、漁業集落排水施設の整備は概成しており、今後も事業を継続し、自然環境と快適な住環境を保全する。(尾道市単独事業)

実施主体 尾道市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(6) 尾道みなと祭

内 容 尾道港築港の恩人、平山角左衛門翁の功績を讃え、尾道の発展を願うために開催する。創作踊りコンテストをはじめ、パレードやさまざまなイベントが繰り広げられ、尾道を代表する祭りとして、賑わいを創出する。(尾道市単独事業)

実施主体 尾道市

実施期間 平成27年度～平成31年度 各年5月

5-5 計画期間

平成27年度～31年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に広島県尾道市が必要な污水处理人口普及率の調査を行い、速やかに状況を把握する。定量的な目標に関わる基礎データは、広島県尾道市の公共下水道污水处理人口、及び浄化槽処理人口の並びに、農業集落排水処理人口、漁業集落排水処理人口のデータを用い、中間評価、事後評価の目標である污水处理人口普及率の評価を行う

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成25年 (基準年度)	平成29年 (中間年度)	最終目標
(目標1) 污水处理人口普及率	40.8%	48.1%	55.3%
(目標2) 人口減少の鈍化	100%	推計 92.6% 目標 93.6%	推計 90.6% 目標 91.6%
(目標3) 放流水質の遵守	BOD \leq 20mg/L T-N \leq 20mg/L T-P \leq 2mg/L	BOD \leq 20mg/L T-N \leq 20mg/L T-P \leq 2mg/L	BOD \leq 20mg/L T-N \leq 20mg/L T-P \leq 2mg/L

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
污水处理人口普及率	尾道市行う毎年の污水处理人口普及率の調査データによる。
年度末の人口	尾道市の住民基本台帳による
BOD・T-N・T-Pの濃度	定期的な検査により収集

6-3 目標の達成に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を速やかにインターネット（尾道市下水道課ホームページ）の利用により公表する。

6-4 その他

該当無し

7. 構造改革特別区域計画に関する事項

該当無し

8. 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし